

議案第121号

損害賠償額の決定について（環境局関係）

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事件概要
<p>金額</p> <p>34,118,464円</p> <p>〔 弔慰金 32,365,024円 〕</p> <p>〔 医療費 1,753,440円 〕</p> <p>被害者</p> <p>60歳代</p>	<p>平成30年8月15日午後1時40分ごろ、本市職員村瀬京寿の運転する本市環境局城北環境事業センター所属のじん芥自動車なにわ480け8925号車が、城東区今福南1丁目7番53号先交差点を右折東進しようとした際、同交差点を南に向かって走行していた自転車に気付かなかつたため、本車前中央部が同自転車に衝突し、その衝撃で同車に乗っていた被害者が路上に転倒し、負傷するとともに、同車が損傷を受けたものである。</p> <p>同人は、急性硬膜下血腫のため入院治療を続けたが、同月17日に死亡した。</p>

令和2年5月14日提出

大阪市長 松井一郎

説明

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。